

④旧竹林院

所管課名	観光振興課
指定管理者名	坂本観光協会
指定管理の内容	市の主要な観光地である坂本における拠点施設として、市の観光の振興を図る事を目的として、旧竹林院の利用に供する業務及び施設の維持管理業務の代行をさせるものである。
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 26 年 8 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	3,400,000 円
平成 28 年度利用料金収入	5,495,650 円

【概要】

(ア) 施設の概要

旧竹林院は延暦寺に籍を置いていた僧侶の隠居所である里坊の一つで、邸内には主家の南西に3,300m²の庭園がひろがり、大正年間に建てられた2棟の茶室と四阿（あずまや）がある市の指定文化財である。

1592年に比叡山延暦寺の隠居屋敷として建立され、明治時代に資産家の手に渡ったのち、現在市の所有となっている。

所在地	滋賀県大津市坂本 5 丁目 2 番 13 号
利用料金	大人：320 円 小学生：160 円 高齢者（市内在住 65 歳以上）：210 円 障害者（市内在住）：無料
開所時間	9 時から 17 時（受付は 16 時 30 分まで）
閉所日	月曜日（祝休日は開所） 祝日の翌日 12 月 26 日～12 月 31 日

(イ) 指定管理の状況

指定管理制度が始まって以来、現在の指定管理者である坂本観光協会が指定管理者として選定されている。

公募ではあるものの、直近の選定年度における応募事業者数は、坂本観光協会1者のみであった。

(ウ) 指定管理者が実施している業務

- ・ 旧竹林院を利用に供する業務
- ・ 茶室の使用の許可に関する業務
- ・ 旧竹林院の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ その他市長が定める業務

(エ) 自主事業の実施状況

- ・ 飲料等提供事業
- ・ 物品・物産販売事業
- ・ イベント開催事業
- ・ 展示会開催事業
- ・ 体験・工房開催事業
- ・ 講演会開催事業

【結果及び意見】

(ア) 基本協定書の誤りについて（結果）

平成26年2月7日付けの「旧竹林院の管理に関する仮基本協定書（以下、「基本協定書」という）」第20条には費用の負担等が定められており、同条第2号に「旧竹林院の管理に関するリスク分担については、別表第3のとおりとする。」と規定されている。

しかし、費用のリスク分担に関して記載されている別表第3には、「別表第3（第19条関係）」と記載されており、第20条第2号の記載と別表第3の記載に不整合が生じていた。

当事者間のトラブルを防止するためにも、今後は不備の無いように徹底する必要がある。

なお、不整合のあった基本協定書は平成26年8月1日から平成29年3月31日までの期間に関するものであり、平成29年度からの指定管理の基本協定書では上記のような不整合は生じていない。

(イ) 経費の負担について（結果）

指定管理者が毎年報告している年度の実績報告書の中にある収支報告書を閲覧したところ、委託費として指定管理申請業務費用分担金72,000円が計上されていた。

これは監査対象年度である平成28年度が指定管理期間の最終年度であり、平成29年度以降の旧竹林院指定管理業務選定にあたり坂本観光協会が支出した費用である。

しかし、当該費用は平成28年度の旧竹林院の収支に関係はなく、坂本観光協会が負担すべき費用である。

指定管理者は、旧竹林院のほか、旧竹林院と同じく指定管理を受託している公人屋敷に共通して発生する費用、例えば税理士や社会保険労務士への報酬などの費用を按分して収支報告書に載せており、今回の申請業務費用も共通費用という扱いで旧竹林院への分担金としていた。

共通して発生する費用や、税理士、社会保険労務士への報酬などを按分することは指定管理業務に関連する費用であることから、問題はないと考えられるが、申請業務費用は施設の指定管理業務に必要な支出とは認められず、収支報告書より除外する必要がある。

⑤大津市温泉保養交流施設比良とぴあ

所管課名	観光振興課
指定管理者名	株式会社アヤハレークサイドホテル
指定管理の内容	温泉保養交流施設の利用に供する業務及び施設の維持管理業務の代行をさせるものである。
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	-円
平成 28 年度利用料金収入	-円 (温泉利用者 1 名につき 10 円を市に納付する、平成 28 年度の納付額は 1,234 千円)

【概要】

大津市温泉保養交流施設比良とぴあ（以下、比良とぴあ）は比良山系を望む自然の中にある温泉施設であり、岩の露天風呂がある「武奈乃湯」や、檜の露天風呂がある「八雲乃湯」がある。また、入浴石鹼や洗顔料のみならず、大津観光商品や地元のお土産品もフロントにて販売しており、食事の提供も行っている。

さらに、施設内には、温泉以外にも屋根付多目的広場や調理等実習室、18ホールのマレットゴルフがあり、土・日・祝日には地元の生産農家やサングリーンと協力し農産物販売を行う朝市や、夏場（5月～10月）には野外バーベキューも実施するなど自主事業を積極的に展開しており、子どもからお年寄りまで楽しむことができる施設となっている。

なお、指定管理料はなく、指定管理者が温泉利用料金を徴収したうち、1名につき、10円を市に納付することとなっている。

【結果及び意見】

（ア）自主事業の事業計画書への記載について（結果）

比良とぴあには、その敷地内に計 6 台の自動販売機を設置しているものの、事業計画書の自主事業計画において、自動販売機を設置する旨の記載がなされていない。

「比良とぴあの管理に関する基本協定書」において、「大津市温泉保養交流施設条例」第12条に規定する業務以外で施設を使用する場合には、市の承

認を得る必要がある旨が定められている。自動販売機の設置は、「大津市温泉保養交流施設条例」第12条に規定する業務には定められておらず、自主事業として事業計画書などに記載することにより、市へ報告した上で市の承認を得る必要がある。

また、市も自動販売機の設置の事実を認識していることから、指定管理者が提出する事業計画書の自主事業に自動販売機の設置の記載がない場合には、その旨を指定管理者に連絡し、事業計画書を修正させる必要がある。

○比良とびあの管理に関する基本協定書

(目的外使用)

第28条 乙(指定管理者)は、大津市温泉保養交流施設条例第12条に規定する業務以外で施設を使用してはならない。ただし、甲(大津市)の承認を得たときは、この限りでない。

○大津市温泉保養交流施設条例

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 温泉保養交流施設を利用に供する業務
- (2) 屋根付多目的広場及び調理等実習室の使用の許可に関する業務
- (3) 温泉保養交流施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

(イ) 遊休備品について（意見）

市が指定管理者へ貸与している備品は、「備品台帳一覧表」に記載の上、管理されている。当該一覧表に記載されている備品について、10点抽出し、現物を確認した結果、下記3件の備品は使用されていなかった。

備品番号	品名	取得価格	取得日	備考
00002425	パーソナルコンピューター	229,950円	平成14年6月24日	1-8-比良84事
00069374	水質検査器	17,850円	平成14年6月29日	1-8-比良83事
00069375	水質検査器	97,650円	平成17年4月28日	1-8-比良108

これらの備品については、使用しておらず処分してほしい旨を過去から指定管理者が市へ報告していたとのことであるが、特に対応は図られていない。

特に、比良とぴあにおいては、物品の保管場所がなく調理等実習室を一部倉庫代わりに使用している現状がある。

比良とぴあで使用しておらず、かつ、今後も使用する予定がない備品については市と協議の上、市の他の施設での活用や処分を検討すべきである。

(ウ) 収支の按分方法について

事業報告書には収支の状況が記載されているが、比良とぴあにおいては、管理業務区分と自主事業区分を分けてそれぞれ収支を把握し、市へ報告を行っている。

管理業務区分と自主事業区分のそれぞれの収支を適切に把握するためには、管理業務と自主事業それぞれに共通して発生するような経費について、合理的な按分比率を用いてそれぞれの区分に按分する必要がある。

(i) 社員給料について（意見）

社員給料は、施設管理責任者1名分の給料であるが、全額管理業務区分に計上されており、自主事業区分には配分されていない。

この点、施設管理責任者が全体の管理者であることを考慮すれば、飲食売上等の自主事業に全く関与していないとは考え難く、合理的な按分率をもって自主事業の経費にも配分されるべきである。

(ii) 電気代について（意見）

電気代5,257,743円は、全額管理業務区分に計上されており、自主事業区分には配分されていない。

この点、電気は管理業務にとって必要不可欠なものである一方、自主事業にとっては附属的に使用しているに過ぎないことから、全額管理業務区分に計上しているとのことである。

しかし、自主事業に含まれる飲食物販売などにおいては継続して電気を使用しており、自主事業においても電気は必要不可欠であることから、合理的な按分率をもって自主事業の経費にも配分されるべきである。

⑥大津市おごと温泉観光公園

所管課名	観光振興課
指定管理者名	おごと温泉旅館協同組合
指定管理の内容	大津市おごと温泉観光公園の管理に関する業務
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	17,600,000 円
平成 28 年度利用料金収入	-円

【概要】

(ア) 協定書の業務内容

「大津市おごと温泉観光公園（以下「観光公園」という。）の管理に関する基本協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、おごと温泉旅館協同組合（以下「指定管理者」という）が、観光公園の管理について行う業務は以下のとおりである。

- ・ 大津市おごと温泉観光公園条例第4条に既定する事業の実施に関する業務
- ・ 観光公園を利用に供する業務
- ・ 観光公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ その他市長が定める業務

大津市おごと温泉観光公園条例（以下「条例」という）第4条に規定する事業は以下のとおりである。

- ・ 大津市の観光案内及び観光情報の発信に関すること
- ・ 市民、観光旅行者等に憩いの場を提供すること
- ・ 大津市の物産の紹介及び展示に関すること
- ・ その他大津市の観光の振興に関すること

(イ) 具体的な指定管理業務

市は未利用であった市所有地の温泉掘削を契機として、平成23年に市の観光発信の拠点として、観光公園を建設した。観光公園は雄琴温泉の旅館街に

位置し、観光公園内には鉄骨1階建ての建物（以下「交流センター」という。）、倉庫、足湯施設並びに山の斜面を利用した緑地公園が存在する。

具体的な指定管理業務は、（i）足湯施設の運営管理、（ii）観光案内及び観光情報の発信、（iii）市の観光振興に関するイベントの開催等であるが、指定管理者が行う自主事業として（iv）地元物産の販売、（v）カフェの運営も認められており、「大津市おごと温泉観光公園指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）に、その詳細が記載されている。

また、観光公園内の施設設備、備品の保守管理及び修繕、観光公園全体の清掃も基本的な指定管理業務に含まれている。

市は観光公園の設立当初より、観光公園を市の観光振興の拠点としたい、との思いから指定管理事業者の公募を行っており、これに応募したおごと温泉旅館協同組合が、事業者に選定され、平成26年4月から指定管理者となっている。

（i）足湯施設の運営管理

観光公園内に足湯施設があり、来訪者は無料で利用できるため、観光客や地元市民の評判も良く、観光公園の目玉的な存在となっている。1時間毎の定時観測数ではあるが、平成28年度の足湯利用者は55,771人で、来訪者69,961人のうち、約8割が足湯を利用している。指定管理者が行う運営管理業務は、足湯利用者の安全管理や湯の入れ替え、清掃が主な業務である。

（ii）観光案内及び観光情報の発信

指定管理者は交流センター内で市の観光案内や旅館（主に雄琴温泉旅館）の案内を行っており、地元物産の展示や観光パンフレットなどを配置しているほか、情報発信として指定管理者のホームページの開設も行っている。平成28年度の観光案内実績数は、観光案内数292人（内電話案内数128人）、旅館案内数589人（内電話案内数224人）であった。

（iii）市の観光振興に関するイベントの開催等

指定管理者は「大津市観光交流基本計画」の理念に沿って、観光を通し、まちが活性化する運営の一環として概ね月1回のイベントを開催している。例えば、餅つき大会、納涼花火大会、体験教室など、来訪者との交流に重きをおいた活動が多く、おごと温泉旅館協同組合と連携した運営が行われ

ている。また、指定管理者は旅行会社とも連携を図り、共同宣伝を企画するなど観光公園への集客活動も行っている。

(iv) 地元物産の販売

指定管理者は自主事業として交流センター内で地元物産品の紹介や展示に付随して当該物産品の販売を行っている。また、自動販売機による物品の販売も行っているが、自動販売機台数、外観及び販売品目については市と協議した上で許可を得ている。平成28年度の物産品売上高は9,228,159円、自動販売機売上高は271,304円であった。

(v) カフェの運営

指定管理者は自主事業として交流センター内に飲食スペースを設けて、カフェ「COTO COTO COTTON」による飲食物の販売を行っている。平成28年度のカフェの売上高は6,534,671円で、1時間毎の定時観測によるカフェの利用者は年間9,638人であった。飲食スペース内の厨房設備や備品については、市の所有物と指定管理者の所有物が混在しているが、市の厨房設備は仕様書に詳細が記載されており、市の備品は備品台帳一覧表に記載されている。なお、指定管理者が用意した厨房設備については、指定管理者が変更になる場合には、現指定管理者と次の指定管理者と協議する必要がある旨が仕様書に記載されている。

(ウ) 平成28年度収支決算

平成28年度の収支決算は以下のとおりである。

(単位：千円)

科 目		自主事業	指定管理事業	合 計
【収入の部】				
事業売上	カフェ売上高	6,534	-	6,534
	物産品売上高	9,228	-	9,228
	自販機売上高	271	-	271
	イベント収入	259	-	259
	その他	230	-	230
事業外収入	指定管理料	-	17,600	17,600
	その他	-	7	7
収入合計		16,524	17,607	34,131
【支出の部】				
事業費	宣伝広告費	-	(*)0	0

科 目	自主事業	指定管理事業	合 計
イベント開催費	98	317	415
	販売促進費	200	—
	売上原価	9,130	—
	小計	9,429	317
一般管理費	人件費	2,371	9,930
	備品消耗品費	61	587
	通信運搬費	—	200
	修繕費	174	12
	保守管理費	28	1,755
	支払手数料	207	727
	保険料	—	102
	衛生費	189	405
	水道光熱費	978	2,725
	租税公課	379	796
	減価償却費	250	—
	その他	19	36
	小計	4,659	17,280
法人税等	544	—	544
支出合計	14,632	17,597	32,229
差引当期収支差額	1,890	10	1,900

(*) 自主事業の宣伝広告費は 604 円あるが千円未満のため、表記していない。

主な経費の内容は以下のとおりである。

科目	内容
イベント関連費	1年間を通じて開催されるイベントにかかる費用であり、イベントの内容により、自主事業と指定管理事業に区分経理されている。
販売促進費	飲食及び物販について従業員割引制度があり、割引金額の年間合計額である。割引は観光公園従業員を対象に 15%、観光公園従業員家族及びおごと温泉旅館協同組合員を対象に 10% となっている。
人件費	所長は固定給与だが、所長以外は全て非正規社員であり、給与は時給計算となっている。
支払手数料	自主事業分の 207 千円は平成 27 年分の指定管理納付金として、自主事業の余剰金の 1 割を市へ納付したものである。指定管理納付金については仕様書にその取り決めが記載されている。指定管理事業分の 727 千円は税理士及び社会保険労務士報酬である。
租税公課	自主事業に伴う消費税等の確定額 379 千円と指定管理事業に伴う消費税等の確定額 796 千円である。

【結果及び意見】

(ア) 備品の保管場所について（結果）

備品台帳一覧表に記載の市貸与備品全139点の一部について現物確認を行った結果、展示パネル全10点のうち1点及び展示パネル用ポール全20点のうち8点が、観光公園外のおごと温泉旅館協同組合の事務所に保管されていた。

指定管理者の説明によると、イベントが観光公園外の屋外で開催されることがあり、利便性を考慮し、イベント開催場所付近のおごと温泉旅館協同組合の事務所に置いている、とのことであったが、あくまで市の貸与備品であり、指定管理施設の観光公園内で保管する必要がある。

(イ) 宣伝広告費の記載誤りについて（結果）

会計帳簿を確認したところ、収支決算書上の自主事業の宣伝広告費604円は記載誤りであった。

収支決算書上の宣伝広告費604円を0円に、販売促進費200,263円を200,867円に修正する必要がある。

(ウ) 修繕費の記載誤りについて（結果）

指定管理事業の修繕費12,096円はレンタサイクルのチューブ交換費用であり、レンタサイクル事業は自主事業として行われているため、自主事業へ区分修正する必要がある。

(エ) 人件費の区分経理について（結果）

人件費は、自主事業区分が2,371,372円、指定管理事業区分が9,930,593円となっている。

現状、観光公園の所長は固定給与、他の者は全て非正規社員で時間単位計算による給与となっている。事業区分では、所長の給与は全て指定管理事業に区分され、自主事業（物販や飲食業など）に携わる社員（5名程度）と指定管理事業に携わる社員（6名程度）の給与については、毎月の給与台帳では明確に事業区分されている。

指定管理事業である平成28年度の観光案内実績は電話対応を除く対面対応数が164人、旅館案内の対面対応数は365人の計529人であり、この数値から平均数値を算定すると1か月当たり44人、1日当たり1.7人（1か月25日営業で仮計算）となる。

一方、自主事業のカフェの利用者数は年間9,638人で、この数値から平均数値を算定すると1か月当たり803人、1日当たり32人（1か月25日営業で仮計算）となる。カフェの利用者数は1時間ごとの定時観測による推定計算であり、実数による観光案内人数とは比較し難いが、観光案内で来訪する人よりも、カフェを利用する人が圧倒的に多いと言える。

このような数値を参考に現状の勤務実態を指定管理者に確認したところ、日々の社員の従事時間については、物販や飲食業の自主事業が、足湯の管理や観光案内の指定管理事業よりも多いと感じる、とのことであった。

所長以外の社員の人事費の事業区分経理が実態に即していないと考えられ、また、所長は観光公園運営の総括的役割を担い、その業務は自主事業と指定管理事業の両方にまたがっているのが実態である。

勤務実態に応じた人事費の按分基準を設けて区分経理する必要がある。

(オ) 事業区分経理について（意見）

上記修繕費及び人事費に関する記載で述べたように、指定管理者の費用に係る自主事業と指定管理事業の割り振りが適正ではないことが伺える。

また、その他の経費についても、例えば支払手数料に含まれる税理士報酬の全て、電話代及び運搬費からなる通信運搬費の全額が指定管理事業に割り振られているなど、自主事業と指定管理事業の割り振りが、実態に即していないと言わざるを得ない。

指定管理者は事業実態に鑑み、市と相談の上、経費の事業区分の割り振りを適正に行う必要があると考える。

(カ) 収支報告の方法について（意見）

上記（オ）に示したように、指定管理者が、経費の事業区分の割り振りを適正に行っていれば、人事費など主な経費の自主事業への計上額が増加し、自主事業は赤字になる可能性が高いと考えられる。

逆に指定管理事業は余剰金が発生することになり、市からの指定管理料が見直される可能性もある。

しかし、市が観光公園の指定管理者に求めるものは、指定管理事業である足湯利用者や自主事業である物販やカフェの利用者を増やすことによる、おごと温泉や市全体の観光振興であり、観光公園はそのために建設された施設でもある。

したがって、市が求める本来の事業運営を考慮すれば、指定管理事業と自主事業との経費区分を行わず、指定管理料と自主事業収入を合わせて、全体の経費を賄う収支報告であっても良いと考える。

ただし、現在の協定では自主事業の余剰金の1割を市へ納付することになっているため、自主事業収入の一定割合や来訪者数を基準に納付金を決定する方法に変更するなどの検討が必要になる。

なお、指定管理者においては、法人税及び消費税計算の必要性から、区分経理された損益計算書の作成も求められる。

(キ) 来訪者の増加に繋がる改善について（意見）

月例報告書に毎月の施設への来訪者数や足湯利用者数の記載がある。月例報告書から年間の来訪者数をまとめると以下のようになる。

来訪者数、足湯利用者数並びにカフェ利用者数は、1時間ごとの定時観測数を基にした推定人数であり、観光案内と旅館案内は対面による実数である。

項目	平成28年度		平成27年度	
年間来訪者数	69,961人			75,552人
うち、足湯利用者数	55,771人	79.7%	59,102人	78.2%
うち、観光案内者数	164人	0.2%	197人	0.2%
うち、旅館案内者数	365人	0.5%	310人	0.4%
うち、カフェ利用者数	9,638人	13.8%	9,822人	13.0%

観光公園はJRおごと温泉駅より徒歩20分の場所に位置し、観光案内施設としては、駅前型ではなく、道の駅タイプと言えるが、観光案内施設はおごと温泉街を横切る国道161号線に直接接していない。国道からの進入路は確保され、看板はあるものの、来訪者にとっては、時間帯ごとの複雑な交通規制の標識等に惑わされることなどにより、進入路が分かり難い状況にある。

指定管理業務の一つに来訪者数の増加推進があり、そのための事業計画やイベントの開催が企画されているが、観光公園への進入経路が分かり難い点は、来訪者数増加の妨げになっていると考える。

指定管理者によると、国道から観光公園への進入路を見逃し、通り過ぎる来訪者もいるとのことであり、観光公園が足湯も楽しめる憩いの場であることの認知度が低いのが残念である。観光公園の来訪者増加には進入路の改善が必要不可欠であり、道の駅のように、車利用者が認識しやすく、進入しやすいという点に着目した改善方法を検討されることを期待する。

⑦堅田漁港

所管課名	農林水産課
指定管理者名	堅田漁業協同組合
指定管理の内容	堅田漁港施設の管理に関する業務
公募、非公募の別	非公募
指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	3,217,000 円
平成 28 年度利用料金収入	-円

【概要】

「堅田漁港（以下「漁港」という）の管理に関する基本協定書」（以下「協定書」という）に基づき、堅田漁業協同組合（以下「組合」という）が、漁港の管理について行う業務は以下のとおりである。

- ・ 岸壁、護岸、物揚場、防波堤、公共用地等に係る日常管理及び清掃除草業務
- ・ 泊地内の藻等収集処分業務
- ・ 植栽木管理業務
- ・ 船舶出入港届出受理業務
- ・ 船舶出入港隻数調査業務
- ・ 漁港施設修理業務（外灯の球切れ交換や看板修理など小規模な修理）
- ・ 漁港施設電気料支払業務

（i）施設管理業務、清掃業務

組合は漁港内の施設の日常管理を行っているが、漁港内の土地は国有地や私有地もあり、漁業会館や共同作業所など大半の建物は組合の所有であり、防波堤や護岸などの構築物は市の所有物となっている。

漁港内において所有者が異なる固定資産が混在している状況下で、漁港内の施設修理業務にも関係するが、どの施設が誰のものであるかを把握しておくことは重要である。

清掃業務は月4回、施設点検業務と共に行われており、泊地、湾外周辺等の浮遊物収集処分は年に7回程度行われている。また、平成28年度の植栽木の剪定と施肥作業が9月3日から10日にかけて行われた。

(ii) 船舶出入港届出受理、隻数調査業務

船舶入出は「船舶出入港管理簿」にて日々管理されており、平成28年度の出港隻数は6,699隻で、入港隻数は6,699隻であった。

【結果及び意見】

(ア) 平成28年度事業計画及び実績評価シートの記載について（結果）

組合から市に提出されている「事業計画書」には、日常時の安全管理、緊急時の体制、個人情報保護、文書の管理・保管並びに情報公開の推進の項目ごとに具体的な活動内容が記載されているが、実施されていないものがあるにも関わらず、市の作成した「指定管理導入施設実績評価シート」の各評価項目において、自己評価も所管課評価も全てB評価であり、総合評価もBであった。

B評価は「良好=（仕様書、協定書、事業計画書等を遵守し、その水準に概ね沿った内容である。）」とされており、指定管理業務全般では、概ね良好とのB評価もあり得るが、個別評価項目の全てにおいてB評価の良好は適切ではない。例えば緊急時対応のマニュアル作成やインターネットにおける情報発信は事業計画には記載されているが、実際には行われていない。

また、毎月組合から市へ提出されている「堅田漁港指定管理報告書」に添付されている「漁港施設管理日誌」の内容が、実施日と実施者以外は48回全て同じ内容である。一般的に、日誌には日常管理及び清掃業務上の異変や施設の損傷、修理の状況が記載されることになり、1年を通して「何事も無かった」では、管理の実効性が疑われても仕方ないと考える。

更に、毎月「堅田漁港指定管理報告書」に添付されている「漁港施設管理日誌」を見て、何の指摘も無く、「指定管理導入施設実績評価シート」にB評価を付けていた市の管理実態にも問題がある。所管課によると、漁港には隨時「顔は出している」が、3か月に1度のモニタリングチェック時には、漁港を訪問していないとのことである。

(イ) 備品台帳の不備について（結果）

漁港内の指定管理に関する備品台帳が存在しなかった。当初、所管課に備品台帳の提出を求めたところ、市が所有する漁港内の備品が無いため、備品台帳は存在しないとの回答を得たが、後日、平成28年9月14日に購入したプリンター（購入価額23,000円）が存在していることが判明し、今回の包括外部監査における漁港の現地往査当日に合わせて備品台帳が作成された。指定管理者によると、小額であった為、消耗品・備品費として処理し、市の備品に該当する認識がなかったとのことである。

これらの状況から、過去にも同じように、指定管理料で購入した備品が、消耗品・備品費などの費用科目で処理されていたと推測される。堅田漁業会館内の事務所で、指定管理業務の事務も行われており、現時点において、事務所にある備品が、組合の所有物なのか、市の所有物なのかの判別は困難である。これは、「1品又は1組が1万円以上の物品は備品として備品台帳にて管理しなければならない」という市財務規則の認識が市と指定管理者で共有されていないことが原因である。過去に遡り備品台帳の整備が必要である。

また、上記プリンターは、組合と指定管理の事務に共用されているため、今後、備品の購入にあたっては、その使用目的や使用状況を記した「備品購入伺い書」を事前に市に提出し、承諾を得るような方法を講じるべきであると考える。

(ウ) 固定資産の把握について（意見）

漁港内には所有者が異なる固定資産が混在しており、管理体制や修理実施の関係から、市の所有する固定資産の把握は重要である。

所管課によると漁港の固定資産台帳は無く、市全体で統一された「インフラ資産管理システム」に漁港関連資産が掲載されているとのことであるが、実際には漁港台帳と称されるもので固定資産を管理している。

この漁港台帳には、以下のとおり、種類、資産名称、所在地、所有者、管理者、取得年月日、取得価額などが記載されている（以下、抜粋）。

名称	所有者	管理者	取得年月日	取得価額
東防波堤	大津市	大津市	S54.11.19	67,596千円
漁業会館 敷地	堅田漁協 国	堅田漁協 大津市	S54.11.19	67,340千円
浮さん橋A	大津市	大津市	H7.3.31	40,365千円
けい船くい	大津市	大津市	H9.8.29	7,369千円

漁港台帳には上記のように市の所有物だけではなく、組合や国の所有物も記載されており、構造、規模、能力などの記載もあることから、堅田漁港平面図（敷地が色分けされており、施設名称が記されている）と合わせて見ると、漁港内の施設の把握が容易に行える。

しかし、実際に存在している植木、自動ゲート、水銀灯、標識灯及び看板は漁港台帳には記載されていない。原因は、この漁港台帳が平成9年8月29日取得の「けい船くい」以降更新されていないことがある。しかも、これら漁港台帳未記載の固定資産は市の所有物である。

このような状況から、漁港内の固定資産についての把握、管理状況には問題があると考える。固定資産の管理や修理を行う上でも、固定資産の把握は重要であり、この漁港台帳を更新し最新版を作成する等、漁港内の固定資産を網羅的かつ正確に把握するための方法を市と組合で協議すべきである。

(エ) 支出項目について（意見）

通信費内の電話代は組合事務所にある固定電話代であり、その電話代の全てが、指定管理業務の経費として計上されている。この固定電話は組合業務と指定管理業務とに共用されており、使用料の全てを指定管理業務の経費とするのは問題である。その他の共用されている経費項目についても、明確かつ合理的な基準を持って按分計算はされていない。

今後は組合業務と指定管理業務の共通経費について、使用状況を把握し、合理的な按分基準を設けて区分経理すべきである。

また、人件費の予算は、日常管理@60,000円×12月=720,000円及び一斉清掃@6,000円×20人×3回=360,000円の計1,080,000円となっているが、決算では、1,205,000円で125,000円の予算超過である。

人件費の内訳を見る限り、人件費の実態と予算立ての根拠に乖離がある。平成28年度の4月、5月の帳簿から人件費は1日当たり@5,000円×5人=25,000円で、1か月あたり25,000円×4回（週に1回）=100,000円となり、1年間では年1,200,000円、4月9日は従事者が6人だったので、5,000円追加で、年間の決算合計額は1,205,000円となる。これに対し予算（1,080,000円）は、その計算根拠となっている日常管理と一斉清掃の区分が不明確で、単価も実態を反映していない。更に、平成29年度の予算上の人件費の金額と計算根拠が、平成28年度の予算と全く同じであることは問題であり、実態に即して予算計上すべきである。

また、人件費は各作業従事者への日払いであるため、源泉所得税の乙欄による日額源泉税徵収の可能性があるが、源泉税徵収は行われておらず、各作業従事者へ源泉徵収票の発行もされていない。賃金台帳と合わせて源泉税徵収事務を整備すべきと考える。

(5) 未来まちづくり部

①駐車場 7か所

所管課名	まちづくり計画課
指定管理者名	浜大津都市開発株式会社
指定管理の内容	大津市公共駐車場の管理運営
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	118,593,240 円
平成 28 年度利用料金収入	-円

【概要】

(ア) 施設の概要

(i) 駐車場の概要

駐車場名	住所	営業時間	管理	収容台数
明日都浜大津 公共駐車場	浜大津 4 丁目 1 - 1	24 時間	有人	349 台
浜大津公共駐 車場	浜大津 1 丁目 3 - 3 2	24 時間	有人	247 台
大津駅南口公 共駐車場	逢坂 1 丁目 1 - 1	6:00～24:00	有人	117 台
大津駅北口公 共駐車場	京町 3 丁目 1 - 3	【一時利用】 24 時間 【定期利用】 6:00～24:00	有人	131 台 (一時利用 69 台) (定期利用 62 台)
大津京駅前公 共駐車場	皇子が丘 2 丁目 7 - 2 4	24 時間	無人 (巡回)	162 台 (一時利用 25 台) (定期利用 137 台)
膳所駅前公共 駐車場	馬場 2 丁目 1 1 - 3 0	24 時間	無人 (巡回)	124 台 (一時利用 33 台) (定期利用 91 台)
晴嵐公共駐車 場	粟津町 7 - 1 1	24 時間	無人 (巡回)	18 台

(ii) 利用料金

駐車場名	一時利用	最大料金	定期
明日都浜大津 公共駐車場	150 円／30 分 最初の 30 分無料	750 円	全日：20,960 円 屋外：15,420 円 夜間： 8,000 円
浜大津公共駐 車場	※南口のみ営業時 間外：80 円／30 分	750 円	
大津駅南口公 共駐車場		1,050 円	
大津駅北口公 共駐車場		上限なし	15,940 円
大津京駅前公 共駐車場		750 円	7,560 円
膳所駅前公共 駐車場		900 円	12,960 円
晴嵐公共駐車 場		上限なし	—

(イ) 指定管理の状況

指定管理制度導入時から現在の指定管理者である浜大津都市開発株式会社が選定されている。

直近の選定年度における応募事業者数は、浜大津都市開発株式会社を含め2者であった。

(ウ) 指定管理者が実施している業務

- ・ 駐車場の利用に供する業務
- ・ 駐車料金の徴収に関する業務
- ・ 駐車場施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ その他市長が定める業務

(エ) 自主事業の実施状況

一般社団法人環公害防止連絡協議会運営による「プルタブ・アルミ缶回収運動で車椅子を」への参加

【結果及び意見】

(ア) 経費の負担について（意見）

指定管理者である浜大津都市開発株式会社は、明日都浜大津内にて事務所を保有しており、その事務所内において指定管理施設である公共駐車場の全体管理の業務も行っている。

そのため指定管理業務と指定管理に関係のない浜大津都市開発株式会社としての業務が事務所内で同時に実施されており、この場合当然に共通の費用が発生することになる。

ここで指定管理者は共通に発生する費用（以下、「共通費」という。）について、明確に分けることができないとの理由から、事業報告書の収支状況報告書上で現場管理費として一定額を計上している。

通常、共通費がある場合には関与時間や使用頻度などを参考に合理的な基準を設けて指定管理業務とそれ以外の業務とに按分する必要がある。

しかし、本社費について明確に区分できないという理由のみで共通費を按分することなしに一定額を計上しては、当該共通費が指定管理業務の費用負担として多いのか、それとも少ないのかが不明瞭となり、以後の指定管理料の算定に影響を及ぼしかねない。

ただし、現在の指定管理期間の協定書、ないし仕様書において、このような共通費について按分するような取り決めは記載されていないことから、次回の指定管理期間における、協定書、ないし仕様書において共通費を合理的な基準による按分比率を用いて指定管理業務とそれ以外の業務に按分し、その結果に基づいた費用を収支報告書に計上する、といったような取り決めを行うことを考慮されたい。

(イ) 貸与備品の管理について（結果）

市より貸与されている備品について、指定管理者は年に一度たな卸を行い、備品に貼り付けられている備品シールに記載している備品番号と、貸与備品の台帳との整合性を確認し、市に報告している。

ここで、直前の備品棚卸の結果を反映した貸与備品の台帳を基に、任意に5件を抽出し、実物との照合を実施した。

実施結果は以下のとおりである。

(単位：円)

備品番号	品名	取得価格	取得日	受入事由	照合結果
00037146	金庫(スチール製)	164,850	1998.3.18	購入	問題なし
00048058	更衣ロッカー(スチール)	14,840	1998.3.20	購入	問題なし
00106308	消火器	7,300	2011.12.2	購入	問題なし
00106320	消火器	7,299	2011.12.2	購入	問題なし
00358798	防犯カメラ一式	2,824,200	2015.3.31	購入	(※)

上表の（※）については、実物はあるものの備品管理シールが貼り付けられておらず、また備品シールそのものも保管されていなかった。

市は購入した備品を市の備品台帳に登録し、登録の際に付された管理番号が記載された管理シールを該当の備品に貼り付けるか、貼り付けることが不適当な場合には別途保管することで備品の管理を行っている。そして、指定管理者に備品を貸与する際には、貸与した備品の一覧を貸与備品の台帳として指定管理者に作成、保管させている。

そのため、保管先が指定管理施設であったとしても、貸与備品は市の所有物であることから、市の備品の管理ルールを適用する必要がある。

(ウ) 廃棄予定の回数券類の管理について（意見）

公共駐車場を利用する際には、支払方法として大きく分けて現金、駐車回数券、一日駐車券、およびプリペイドカードによる支払いがある。このうち現金を除く駐車回数券などは主に各駐車場（膳所駅前公共駐車場、晴嵐公共駐車場、大津京駅前公共駐車場は除く）の管理室及び明日都浜大津の事務所にて販売しており、駐車場にて回数券が使用された場合、回収時にその回数券が再利用可能であるか、または再利用不可能であるかを判断し、再利用が可能なものについては受払簿にて再度受け入れ処理がなされる。

他方、再利用が不可能な回数券については、倉庫のキャビネット内に保管され、一定量が貯まれば市職員の立会いの下、廃棄処分されることになっている。

ここで、再利用不可能とされる回数券の保管状況を確認したところ、実際に精算機に投入することで、使用自体は可能であるにもかかわらず、保管されているキャビネットに施錠はされていなかった。

また当該回数券の処分について、市職員の立会いの下、処分するということが市と指定管理者との間で共通の認識としてあるものの、具体的な廃棄処理の手順や実施時期などを規定した文書などは作成されていなかった。

したがって、再利用が不可能と判断した回数券については、その都度使用できないような処理を行うか、実際に廃棄するまで正規品と同程度の管理を行い、適時に廃棄処理を行う必要がある。

また、処分の具体的な手続についても指定管理の仕様書に織り込むなど、市と指定管理者間の合意内容を文書として残す必要がある。

(エ) 定期券の更新時の取り扱いについて（結果）

回数券類の販売や定期契約（定期券の購入、更新）などは大津京駅前公共駐車場及び膳所駅前公共駐車場を除く各駐車場の管理室にて、係員が販売や契約手続を行っている。

また、各種支払いについて、一部例外はあるものの基本的には現金払いにて行っており、回数券類の販売や定期券の販売であれば受払簿から当日のあるべき販売数量を指定管理者である浜大津都市開発株式会社の本社が把握することができ、また本社事務員が定期的に各種券類の棚卸を実施していることから、仮に不正が発生したとしても発見しやすい体制となっている。

ここで、定期契約のうち定期券の更新については、その業務処理において、顧客が既に所持している定期券に係員が更新処理を行うものの、システムの仕様上更新時にログが残らず、あくまで定期の申込書が残るのみで、仮に更新処理を書類上無かったことにして不正に更新料を收受したとしても、本社では不正に気付くことができない可能性がある。

この点、指定管理者に対して当該不正に係る防止策を質問したところ、係員が週2回駐車場を巡回し、すべての車両について一台ずつ定期券契約者の一覧と照合しており、また本社による確認は必要に応じて、精算機と連動したパソコンより出力される定期利用日報や防犯カメラの画像を確認するというものであった。

しかし、当該防止策では一定の牽制効果はあるにしても、そもそも係員の不正を防ぐ施策を係員が実施していては、不正の可能性は残ったままであるし、また駐車場の全車両を一台ずつ点検することは効率的ではない。

そのため、係員による全車両点検ではなく、例えば月に一度、本社で定期券利用者の一覧と定期利用日報（精算機と連動したパソコンより出力され、定期のカード番号、入庫時間、出庫時間が記載される帳票）を照合すれば、定期券の利用者でない者が、定期券を使用していないかが分かるため、仮に不正があったとしても、効果的かつ効率的に発見できると考えられる。

以上のように、定期券の更新業務において、指定管理者は本社社員の関与度を高めるとともに、不正の防止・発見策として漏れがなく、また効率的な業務フローを構築することが必要である。

②都市公園（213公園）

所管課名	公園緑地課
指定管理者名	公益財団法人大津市公園緑地協会
指定管理の内容	都市公園維持管理
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日
平成28年度指定管理料	548,821,000円
平成28年度利用料金収入	180,278,601円

【概要】

（ア）施設の概要

大津市内の都市公園（213公園）が対象であり、皇子山総合運動公園・皇子が丘公園・瀬田公園体育館などの施設を有する公園も対象となっている。

ただし、大津市湖岸なぎさ公園は、におの浜ふれあいスポーツセンター、ヴュルツブルクハウス、打出の森（なぎさのテラス）を対象から除き、大石緑地は、大津市スポーツハウス・リバーヒル大石及び大石緑地（大石スポーツ村）を対象から除いている。

（イ）指定管理の状況

指定管理制度導入時から現在の指定管理者である公益財団法人大津市公園緑地協会が選定されている。

直近の選定年度における応募事業者数は、公益財団法人大津市公園緑地協会の1者であった。

（ウ）指定管理者が実施している業務

（i）公園を利用に供する業務

（ii）有料公園施設の使用（その目的以外の使用を除く。）の許可に関する業務

（iii）公園施設及び設備の維持管理に関する業務

（iv）その他市長が定める業務

(エ) 自主事業の実施状況

1	遊具みまもり隊	31	みんなで遊ぼう IN 瀬田
2	愛犬マナー教室	32	スクラップブッキング教室
3	防災危機管理事業	33	夏休み子ども体操教室
4	ナラ枯れ対策「公園林保全作戦」	34	多肉植物寄せ植え教室
5	地域ボランティア活動の推進	35	クリスマスリース教室
6	春休みスポーツチャレンジ・デイ	36	瀬田公園体育館マルシェ
7	びわ湖毎日マラソン「環境キャンペーン」	37	デコデコスイーツ教室
8	芝生化運動	38	花と音楽のフェスタ
9	ジョギング教室	39	秋の花フェスタ
10	シニア野球	40	オランダフラワー教室
11	ノルディックウォーキング	41	版画教室
12	ガンバレ部活応援事業	42	ガーデニング教室
13	第9回皇子山球場少年野球教室	43	盆栽教室
14	皇子山球場少年少女野球教室	44	山野草教室
15	皇子山球場子どもグラウンドキーパー体験	45	プリザーブドフラワー教室
16	皇子山球場ナイター照明リニュー アル記念事業	46	フラワーアレンジメント教室
17	楽しい親子体操教室	47	松の剪定教室
18	成人体操	48	デコパージュ教室
19	アクアビクス教室	49	緑の相談窓口
20	ウォーキング教室	50	山野草展
21	スイム基礎レッスン	51	さつき展
22	健康教室	52	花苗等園芸用品販売
23	水中親子水泳教室		
24	着衣水泳教室		
25	子ども体操教室		
26	子ども生け花・茶道教室		
27	手芸教室		
28	カントリークラフト教室		
29	利用者団体作品展示会		
30	南部学区スポーツ大会		

(出典：平成28年度自主事業計画)

【結果及び意見】

(ア) 事業報告書における自主事業の報告誤りについて（結果）

自主事業の実績報告について、事業報告書（年度の指定管理者から市への報告書）と指定管理者の決算報告書とを比較したところ、差異が生じていた。これについて確認したところ、結果は以下のとおりであった。

女性のためのヨガ教室については、決算報告書に記載されている54人が正しい数字であり、事業報告書の90人は転記ミスによる誤りであった。なお、女性のためのヨガ教室は当年度より新たに開始したものであるため、事業計画書には記載されていない。

びわ湖毎日マラソンについては、事業計画書・決算報告書に記載されているが、事業報告書に記載がなかった。緑化推進事業であり、指定管理とは別の事業として行ったものであり、自主事業にもあたらぬものであった。本来、事業計画書にも載せるべきではなく、事業計画書の記載が誤っていた。

なお、通常、事業報告書を市へ提出した後に、団体としての決算報告書を作成するため、市が事業報告書を受領した時点で両者を比較して確認することはできない。

しかしながら、事業計画書や事業報告書は指定管理に関する重要な書類であり、指定管理者として適切な記載を行う必要がある。また、事業報告書を市へ提出した後に、団体としての決算報告書を作成することになるが、決算報告書を作成する際に、結果的に事業報告書が誤っていたことに気付いた場合には、市に速やかに報告されたい。

(イ) 事業報告書における写真の使い回しについて（意見）

指定管理者は、月次での事業報告書において、実施した自主事業の報告を行っている。6月度の「がんばれ部活応援事業」において写真が添付されているが、5月度と全く同じ写真となっている（写真には日付の表示はない）。

事業報告書は指定管理に関する重要な書類であり、指定管理者として適切な記載を行う必要がある。

上記については、市のモニタリングの中で発見され、指定管理者に対する指導が行われ、今後はこのようなことが無きよう徹底されることである。

(ウ) 事業報告書における自主事業の収支報告の記載について（意見）

事業報告書における自主事業の収支報告の概要は以下のとおりであった。

【収入】

収入科目	金額（千円）	備考
利用料金収入	180,278	
指定管理料収入	548,821	各施設ごとの収支報告表は省略
以下省略		
合計額	741,859	

【支出】

支出科目	金額(千円)	備考
委託料	183,594	設備点検保守、機械設備など
光熱水費	111,710	電気、ガス、水道代
雑費	113,030	その他経費
以下省略		
合計額	738,765	

(収支報告書より必要箇所を抜粋)

雑費として1億円以上が支出科目に計上されているが、備考欄には「他の経費」と記載されているのみであり、全く内容がわからない記載となっている。

上記に関して、市は事業報告書を確認した際に、追加で指定管理者に質問を行い支出内容の確認を行ったようであるが、その確認記録は残されていなかった。そのため、現地調査の際に、市の担当者に他の経費の内容について質問したもの、詳細な回答は得られなかった。

後日、その具体的な内容について、市の担当者から回答を得た結果は、次のとおりであった。

支出科目	金額(千円)
公園管理等人件費	60,738
税	28,654
退職給付金	4,745
減価償却費	3,831
管理棟管理費	11,638
負担金、原材料費、広告費	3,424
合計	113,030

指定管理者から市へ適切な報告を行うべきであり、事業報告書における自主事業の収支報告において、指定管理者は支出の内容がわかるように記載する必要がある。その上で、市は内容の適切性について確認を行い、必要に応じて証憑を確認する等の対応を行うべきである。

(エ) 遊具の修繕計画について（意見）

国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき、公園の遊具について、年に1回、点検を行っている。平成28年度において、

点検結果に基づき、いくつかの遊具の修繕を実施しているが、修繕計画は作成されていなかった。

指定管理業務の仕様書上は設備の維持管理業務と記載されているのみであり、遊具の修繕計画の作成が指定管理業務に含まれているかは明確となっていない。

市と指定管理者とで協議し、遊具の修繕計画の作成についての役割と責任分担を明確にした上で、修繕計画に基づく計画的な修繕を行い、安全性を確保するべきである。

(才) 指定管理業務範囲の見直しについて（意見）

当該指定管理業務の対象となる213公園には、いわゆる公園としての機能のみを持つ公園もあれば、皇子山総合運動公園などのように、陸上競技場や野球場といった施設も併せ持つ公園もある。そのため、公園の維持管理業務と、スポーツ施設の維持管理業務という、性質の異なる業務が混在しているが、一括した業務として公募が行われ、公益財団法人大津市公園緑地協会が指定管理者として選定されている。なお、スポーツ施設の維持管理業務についても、市民スポーツ・国体推進課ではなく、公園緑地課の所管となっている。

都市公園法に抵触しない範囲とはなるが、このような性質の異なる業務の両方に強みを持つ業者を公募して選定するよりも、業務を分割して公募することにより、各業務により強みを持った業者の公募が可能となり、より民間のノウハウを活用することができる余地があると考えられる。

必要に応じて他の自治体の例を参考にされたい。例えば、大阪府堺市の大浜公園は総合公園であり、公園内にプールや体育館がある。公園自体の管理は大浜公園管理事務所が行い、大浜公園プールは指定管理者である株式会社オーエンスが管理を行い、大浜体育館については堺市教育スポーツ振興事業団・ミズノグループが管理を行っている（平成29年度）。なお、大浜体育館については、公園緑地部大浜公園事務所ではなく、文化観光局スポーツ部スポーツ施設課が所管している。

現在の指定管理業務の期間が平成31年3月31日までとなっており、次期の指定管理者の選定に向けて、他の自治体の例を参考にされるなど必要な情報収集を行うことが望まれる。民間のノウハウを最大限活用し、施設のポテンシャルをこれまで以上に活かせるように、指定管理の業務範囲について見直すことが必要である。

③柳が崎湖畔公園

所管課名	公園緑地課
指定管理者名	京阪・琵琶湖汽船グループ
指定管理の内容	(1) 施設の特性を活かした活用を企画すること (2) 有料公園施設の使用許可または不許可を行うこと (3) 公園施設を良好な状態に維持管理すること (4) 公園の適切な利用管理を行うこと
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	39,049,000 円
平成 28 年度利用料金収入	26,343,160 円

【概要】

(ア) 施設の概要

柳が崎湖畔公園は敷地内にびわ湖大津館、イングリッシュガーデンを擁するびわ湖湖畔の敷地面積45,447m²の都市公園である。

敷地内にあるびわ湖大津館（旧琵琶湖ホテル）は、昭和初期に国策として全国に14軒建設された国際観光ホテルの1つであり、過去には昭和天皇を始め多くの皇族やヘレン・ケラー、川端康成などの著名人も宿泊したことのある施設であった。

1998年に琵琶湖ホテルが新しく浜大津へ営業移転することとなり、大津市が保存のために敷地を含め買い取った上で、大規模な補強と改修工事を経て、2000年に大津市指定有形文化財に登録され、2002年に多目的文化施設として新たに開館された。現在は館内にレストラン・カフェ、ショップ、貸会議室、貸ホール、市民ギャラリーなどがある。

(イ) 指定管理の状況

平成26年度より、現在の指定管理者である京阪・琵琶湖汽船グループへと指定管理者が変更している。

(ウ) 指定管理者が実施している業務

指定管理者である京阪・琵琶湖汽船グループは、指定管理者として次の業務を実施している。

(i) 公園を利用に供する業務

(ii) 有料公園施設の使用（その目的以外の使用を除く。）の許可に関する業務

(iii) 公園施設及び設備の維持管理に関する業務

(エ) 自主事業の実施状況

指定管理者である京阪・琵琶湖汽船グループは、次の業務を自主事業として実施している。

(i) 飲食事業

(ii) ブライダル事業

(iii) 物販事業

(iv) 条例外備品の貸出、及び会場設営事業

(v) びわ湖体験学習

(vi) びわ湖大花火大会有料観覧席事業

(vii) レンタサイクル事業

(viii) ギャラリー事業

(ix) 観光船事業

【結果及び意見】

(ア) 貸与備品の管理について（結果）

市より貸与されている備品について、指定管理者は年に一度たな卸を行い、備品に貼り付けられている備品シールに記載している備品番号と、貸与備品の台帳との整合性を確認し、市に報告している。

ここで、直前の備品棚卸の結果を反映した貸与備品の台帳を基に、任意に10件を抽出し、実物との照合を実施した。

実施結果は以下のとおりである。

（単位：円）

備品番号	品名	取得価格	取得日	受入事由	照合結果
030-101-000228	机（木製）	454,570	2002.3.29	購入	問題なし
030-108-000019	置台（木製）	207,900	2002.3.29	購入	問題なし
030-201-011596	机（スチール製）	106,260	2002.3.26	購入	問題なし
030-201-011916	机（スチール製）	43,300	2005.3.31	寄付・寄	問題なし

備品番号	品名	取得価格	取得日	受入事由	照合結果
				贈品	
030-201-011963	机（スチール製）	37,000	2005.3.31	寄付・寄贈品	問題なし
030-202-007061	椅子（スチール製）	65,850	2001.12.14	購入	問題なし
030-202-007265	椅子（スチール製）	18,800	2002.3.29	購入	(※)
030-202-007910	椅子（スチール製）	16,990	2005.3.31	寄付・寄贈品	問題なし
030-999-003286	ターンテーブル台車	120,000	2005.3.31	寄付・寄贈品	(※)
369664	椅子（スチール製）	17,820	2016.6.30	購入	(※)

上表の照合結果の欄に（※）となっている備品については、実物はあるものの備品管理シールが貼り付けられていなかった。

また、下表の備品については、貸与備品の台帳上記載は無いが、実際には実物が存在していた。

備品番号	品名	取得価格	取得日	受入事由
030-202-007059	椅子（スチール製）	123,000 円	2001.12.14	購入

市は購入した備品を市の備品台帳に登録し、登録の際に付された管理番号が記載された管理シールを該当の備品に貼り付けることで備品の管理を行っている。そして、指定管理者に備品を貸与する際には、貸与した備品の一覧を貸与備品の台帳として指定管理者に作成、保管させている。貸与備品は当然に市の所有物であり、市の備品の管理ルールに従う必要があることから指定管理者は備品の管理について、適切な対応を行う必要がある。

(イ) 備品の引継ぎについて（意見）

直近の貸与備品のたな卸結果を確認したところ、実物との照合結果欄に実物がない旨の記載が散見された。

指定管理者に確認したところ、前指定管理期間の指定管理者から貸与備品を引き継いだ際には既に実物は存在せず、指定管理期間が始まった当初より実物と貸与備品の台帳が乖離していたとのことであり、前指定管理者との貸与備品の引継ぎが適切にされていなかったと考えられる。

本来、備品の廃棄等をしようとするときには、指定管理者は備品の廃棄等をする旨を所管課に報告し、所管課の承認を受けた上で備品ラベルを担当課に返却し、貸与備品の台帳から当該備品を削除すべきである。

そして市も指定管理者が毎年実施している備品棚卸の報告を受けた際に、市が把握していない備品の廃棄等があれば所定の手順を踏んで報告するよう指定管理者に指導を行うべきである。

また当該事案については、現在の指定管理期間の開始時点で実物と貸与備品の台帳に乖離があったことから、市は指定管理者の変更の際に、貸与備品の返却を完了させてから引継ぎを完了としなければ、貸与した備品がない場合の責任関係の所在が不明確となってしまうため、引継ぎの際の市による関与が必須である。

なお、市財務規則において、備品の廃棄等については以下のように規定されている。

○大津市財務規則

(非供用備品の廃棄等)

第 145 条 各課の出納員は、当該非供用備品が使用に耐えなくなり廃棄しようとするとき、又は不用となった場合において譲渡しようとするときは、総務部契約検査課長に当該非供用備品から外した備品ラベルを貼付した所定の様式による備品登録抹消申請書を送付するものとする。

2 総務部契約検査課長は、前項の規定により非供用備品の登録の抹消の申請を受けた場合において、適正と認めるときは、電子情報処理組織を使用して当該申請のあった非供用備品の登録の抹消を承認するとともに、電算システムにより当該非供用備品の登録を備品台帳から抹消するものとする。

3 各課の出納員は、前項の規定により非供用備品の登録の抹消を受けたときは、当該非供用備品を廃棄し、又は譲渡するものとする。この場合において、各課の出納員は、備品台帳を整理しなければならない。

(備品台帳の整理)

第 146 条 この節の規定により各課の出納員が備品台帳を整理しなければならない場合において、その備品台帳は、総務部契約検査課長が電算システムにより備品台帳を整理した時に整理されたものとみなす。

(亡失又はき損の報告)

第 149 条 出納員、物品取扱員又は使用者は、その保管し、又は使用する物品を亡失又はき損したときは、直ちに所定の様式による物品亡失き損報告書を、物品取扱員又は使用者にあっては出納員の意見を付けて 2 部作成し、その 1 部を会計管理者に、他の 1 部を会計管理者を経て市長に提出しなければならない。

(ウ) 絵画の管理について（結果）

びわ湖大津館の現地視察を行ったところ、市からの貸与物品一覧や備品管理台帳に記載されていない絵画が館内に展示されていた。指定管理業務に含まれているものではなく、責任の所在が不明確であり、適切に管理されていない状況であった。

上記に関して、市が調査を行った結果、以下のとおりであった。

平成17年8月2日付けで画家A氏と財団法人大津市公園緑地協会（現公益財団法人大津市公園緑地協会）が寄託契約を締結し、びわ湖大津館で同氏所有の絵画（34点）の管理を始めた。その後、指定管理者制度が導入され、施設の管理先が京阪・琵琶湖汽船グループに移行した後も寄託契約が継続となっており、大半は、倉庫で保管し、一部を一般に公開している。なお、当該絵画については、大津市管財課にて、全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済（動産）に加入している。

以下4点の問題があると考えられる。

- (i) 絵画は指定管理業務の貸与備品一覧には含まれていないため、現在の指定管理者は当然に管理責任を負わず、結果として誰も適切な管理を行っていない。
- (ii) 大津市公園緑地協会は現在の指定管理者ではなく、びわ湖大津館の絵画を管理できる立場にはないため、寄託契約の不履行の可能性がある。
- (iii) 保険の加入者は市ではなく、寄託契約の主体である大津市公園緑地協会であるべきである。
- (iv) 今回の包括外部監査を受けるまで、10年以上にわたり、実質放置されていた。

関係者との協議を行い、寄託契約の解除を図るなど、上記問題点について速やかに解消を図るべきである。

④ ヴュルツブルクハウス

所管課名	公園緑地課
指定管理者名	株式会社シープラッツ・株式会社高橋エーベン 共同事業体
指定管理の内容	ドイツ文化の紹介とドイツとの国際交流の場としての施設の管理運営業務の代行をさせるものである。
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	- 円
平成 28 年度利用料金収入	- 円 (自主事業収入のみであり、総収入の 5 %に相当する額を市に納付する、平成 28 年度の納付額は 3,798 千円)

【概要】

ヴュルツブルクハウス（以下「ハウス」という。）は姉妹都市であるドイツ、ヴュルツブルク市の協力により平成10年に建設されたドイツ南部、フランケン地方の伝統的民家の意匠そのままに再現された建物である。

指定管理業務として、ハウスを利用に供する業務、ハウスの施設及び設備の維持管理に関する業務を行うほか、指定管理者は施設の特色を活かした運営として、ドイツ文化の発信や国際交流の推進・姉妹都市との友好関係への貢献を提案し、実施している。

また、以下のとおり各種自主事業を実施している。

なお、市から指定管理者に対して指定管理料の支払いはなく、指定管理者は指定管理業務の実施に当たって、自主事業収入を充当することになる。

平成 28 年度の主な自主事業	事業概要
ドイツレストラン事業	ドイツ料理とドイツビール、ワインの提供
ドイツビールの日イベント	ドイツ音楽演奏とドイツビールを楽しむ会
オクトーバフェストイベント	ビールの収穫祭を音楽と踊りでお祝いするイベント
北川桜のオクトーバフェスト mit BMW	地元関連企業と協力し、有名ヨーデル歌手による歌と踊り、演奏を楽しむイベント
石川先生のドイツ文化講演会	京都大学名誉教授石川氏による講演会「ドイツの詩歌の始まり」
酒販事業	ヴュルツブルクの地ビール、ワインの販売

【結果及び意見】

(ア) 自主事業収入の納付遅延について（結果）

基本協定書第26条第6項において、「その他収益事業等でハウスを使用して得た利益は乙（指定管理者）の収入とし、乙は、その総収入（消費税及び地方消費税を除く。）の5%に相当する額を甲（市）に支払う」と規定されている。

また、年度協定書第4条第1項において、「その他収益事業等で得た総収入について、毎月末締めで報告書を作成し、甲へ提出する」、同条第2項において「甲は前項の報告書に基づき、速やかに総収入の5%に相当する額を乙へ請求し、乙は請求書を受理した日から30日以内に使用料を納める」と規定されている。

平成28年度の納付金（使用料）の調定日、納期限、収入日を確認したところ、平成29年3月分を除き、調定日から30日を超えての納期限が設定されており、すべての月において調定日から30日を超えて納付がされていた。

市は協定書に従った納期限の設定を行うとともに、指定管理者に対して納期限内の納付を促すことが必要である。

(イ) 利用者アンケートの実施について（意見）

基本協定書第17条第4項第3号において、指定管理者は、毎年度終了後、「アンケート調査実施結果に関する事項」を記載した年次報告書を市に提出しなければならないと規定している。

しかし、自主事業としてレストラン営業を行っていることを理由に、年次報告書では「レストランの品位を考慮しアンケートの設置は休止」、「電話やメール等で様々なご意見、苦情、ご要望」を受けていると記載されており、電話やメール等による意見や要望等とその対応については、年次報告書にも明記されているが、基本協定書が規定するアンケート調査は実施されていない状況である。

アンケート調査に係る基本協定書の要求事項が営業実態に照らし不適当であるのであれば、基本協定書の見直しを行うべきである。

なお、各種講座や料理教室等、国際交流・文化発信事業についてはアンケート調査を実施しているため、市はアンケート調査の実施結果等を年次報告書で報告させるべきである。

⑤大津湖岸なぎさ公園におの浜ふれあいスポーツセンター

所管課名	公園緑地課
指定管理者名	ビバ・オリックス・日本リコメンドグループ
指定管理の内容	市民による同センターの快適な利用を目的として、管理業務の代行をさせるものである。
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	47,527,000 円
平成 28 年度利用料金収入	27,033,000 円

【概要】

大津湖岸なぎさ公園におの浜ふれあいスポーツセンターは、なぎさ公園内に建設された、プール、トレーニング室、アリーナ、会議室等を有する複合施設であり、老若男女、障がい者及び健常者の誰もがスポーツ活動を実施することのできる健康福祉増進施設として、指定管理者により運営されている施設である。

指定管理者はオリックス・ファシリティーズ株式会社、株式会社ビバ、日本リコメンド株式会社の三者の共同体で組織されており、施設管理全般を主にオリックス・ファシリティーズ株式会社が、プール及びアリーナの管理運営を主に株式会社ビバが、トレーニング室の管理運営を主に日本リコメンド株式会社が受け持つ役割分担となっている。

【結果及び意見】

(ア) 備品、固定資産の管理について（結果）

指定管理者は、貸与備品一覧に基づき定期的な棚卸実査を実施している。しかし、所管課である公園緑地課では当該結果を受けとっていない。

貸与備品は、市の財産であり、指定管理者に管理責任を持たせ棚卸手続を通じて管理状況を報告させている。一方で所管課では本来、当該結果を受けて内容検証するとともに、市内部でのたな御手続における報告も、検証済みの指定管理者からの報告書を基に報告すべきものである。これは、市所有財産のたな御状況調査に不備があることを示していると考えられる。また、所管課が指定管理者からのたな御報告をチェックし、内容について検討するこ

とは、指定管理者への適正な物品管理の牽制効果もあるものと考えられ、この点からもたな卸報告の受領、検証は重要な手続であると考えられる。

したがって、所管課では指定管理者からのたな卸の報告の受領、検証方法について明確にし、毎年確実に運用していくことが求められる。

(イ) 事業報告書における事業収支報告について（結果）

事業報告書における事業収支報告は、予算との比較形式となっておらず、実績が予算に対して妥当なものであるか、一目で判断できない様式となっている。

本来事業収支報告の重要な機能として、収支の妥当性チェック機能がある。具体的には予算との比較で著増減のある項目に着目し、増減内容について、所管課で適切な質問項目を設定し、指定管理者より合理的な説明を得る等の手続を実施することで、所管課の限られた人員、時間で指定管理者の事業実績の定量的な検証を、効率的かつ効果的に進めることができるものである。

このような趣旨から、指定管理者からの報告様式を改めるよう指導とともに、所管課における実績報告のチェック方法について、著増減に着目した手続等、効率性と有効性を両立する検証手続を確立すべきである。

(ウ) 実施報告内容について（結果）

平成28年度の事業計画書において、平成28年度の新たな企画として記載されていた障がい者向けイベントに関して、プールイベント、野菜販売、フェルトストラップ展示会（障がい者が講師となっている）等実際に行われていたものの、事業報告書上は実施済みであることが明確に記載されていない事業が見受けられた。

計画された企画が適切に実施できたかどうかを検証し、次年度の運営改善につなげることが重要であるため、PDCAサイクルの基礎となる実績報告は、計画書との対比で明確に報告するよう指導する必要がある。

⑥大津市スポーツ村・リバーヒル大石

所管課名	公園緑地課
指定管理者名	公益財団法人大津市公園緑地協会
指定管理の内容	(1) 大津市スポーツハウス・リバーヒル大石の管理運営に関する業務 (2) 大石緑地スポーツ村（スポーツ村の一部を除く。）の管理運営に関する業務 (3) その他市長が定める業務
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	15,053,000 円
平成 28 年度利用料金収入	32,301,000 円

【概要】

(ア) 施設の概要

運動施設においては、スポーツ振興、レクリエーション利用の促進適切な管理運営を行い、宿泊施設においては、市民に親しまれる憩いの場の提供など、市民に信頼され、安心・安全に利用できることを目的とした施設である。

(イ) 指定管理の状況

公募により公益財団法人大津市公園緑地協会が選定されている。なお、平成29年度からは、別の団体が指定管理者として選定されている。

(ウ) 指定管理者が実施している業務

- (i) 大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例第 3 条に規定する事業の実施に関する業務
- (ii) 公園を利用に供する業務
- (iii) 有料公園施設(その他目的以外の使用を除く。)の許可に関する業務
- (iv) 公園施設及び設備の維持管理に関する業務
- (v) その他市長が定める業務

【結果及び意見】

該当事項なし

⑦大津市自転車駐車場（18か所）

所管課名	道路・河川管理課
指定管理者名	社会福祉法人大津における浜障害者福祉協会
指定管理の内容	(1)駐車場を利用するに供する業務 (2)駐車料金の徴収に関する業務 (3)駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
公募、非公募の別	非公募
指定管理期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日
平成28年度指定管理料	173,484,000円
平成28年度利用料金収入	-円

【概要】

（ア）施設の概要

市内の鉄道駅周辺等には18か所の有料自転車駐車場と15か所の無料自転車駐車場がある。これらのうち有料の自転車駐車場18か所が指定管理の対象となっており、その詳細は以下のとおりである。

名称	位置	収容台数（台）			
		定期利用		一時利用	
		自転車	バイク	自転車	バイク
大津市小野駅前自転車駐車場	大津市湖青一丁目1番地23	495	55	46	9
大津市堅田駅前自転車駐車場	大津市真野一丁目5番1号	1,215	213	214	38
大津市おごと温泉駅前自転車駐車場	大津市雄琴二丁目30番55号	408	155	31	16
大津市比叡山坂本駅前自転車駐車場	大津市坂本三丁目31番43号	188	56	80	26
大津市比叡山坂本駅前第二自転車駐車場	大津市坂本三丁目31番55号	185	20	30	5
大津市坂本駅前自転車駐車場	大津市坂本四丁目12番35号	162	100	18	10
大津市唐崎駅前自転車駐車場	大津市唐崎二丁目11番1号	290	39	65	50
大津市大津京駅前自転車駐車場	大津市皇子が丘二丁目8番1号	499	50	70	12

名称	位置	収容台数（台）			
		定期利用		一時利用	
		自転車	バイク	自転車	バイク
大津市大津駅前自転車駐車場	大津市京町三丁目1番3号	154	55	120	13
大津市膳所駅前自転車駐車場	大津市馬場三丁目2番4号	346	55	86	8
大津市膳所駅前第二自転車駐車場	大津市馬場二丁目12番44号	91	50	12	4
大津市石山駅前自転車駐車場	大津市晴嵐二丁目10番1号	266	237	220	100
大津市石山駅前第二自転車駐車場	大津市栗津町2番60号	226	194	220	65
大津市晴嵐自転車駐車場	大津市栗津町16番1号	534	264	143	27
大津市晴嵐第二自転車駐車場	大津市栗津町7番11号	396	0	80	0
大津市唐橋前自転車駐車場	大津市鳥居川町12番12号	178	32	24	1
大津市瀬田駅北口自転車駐車場	大津市大萱二丁目21番12号	1,708	344	287	24
大津市瀬田駅前自転車駐車場	大津市大萱一丁目19番1号	319	10	0	0

(イ) 利用料金

	一時駐車料金 (1日1回につき)	定期駐車料金			
		1か月		3か月	
		学生	一般	学生	一般
自転車	100円	1,080円	1,540円	3,080円	4,320円
原付自転車	210円		2,440円		6,910円
自動二輪車	270円		3,050円		8,640円

【結果及び意見】

(ア) 消火器の設置状況について（結果）

大津市石山駅前自転車駐車場、大津市石山駅前第二自転車駐車場に現地往査を行い、消火器の設置状況について確認したところ、10年以上前に製造され、既に有効期限が切れている消火器が散見された。当該消火器については、消防器具の点検を受けており、交換する必要があるとの点検結果を点検業者より受領している。しかし、消火器の交換に向けての市との協議などの対応が行われておらず、老朽化された消火器が放置されている状況であった。

また、その他の駐車場における消火器の設置状況について書類等により確認したところ、消火器が10本ある自転車駐車場がある一方で、1本も設置されていない自転車駐車場もあった。

このような状況では、火災が起こった場合に消火器が使用できないことが想定され、被害が広がるおそれがある。また、自転車駐車場には原動機付自転車や自動二輪車も駐車されていることから、消火器の設置の必要性は高いと考えられる。さらに、老朽化した消火器には破裂事故のおそれがあることから、交換をせずに設置し続けること自体にも安全面での問題がある。

各自転車駐車場の規模や収容台数等に応じたあるべき防災体制を検討し、指定管理者と市との協議の上、消火器の設置状況について早急に見直すべきである。

(イ) 現金管理について（意見）

各自転車駐車場で運用されている業務として、管理人が毎日、日ごとの売上を業務日誌に記録し、その売上高を営業時間終了後に夜間金庫に預けるという業務がある。

しかし、大津市唐崎駅前自転車駐車場、大津市比叡山坂本駅前自転車駐車場、大津市比叡山坂本駅前第二自転車駐車場、大津市坂本駅前自転車駐車場の4か所は近くに夜間金庫がないため、その日の売上高を担当者が自宅に持ち帰り、次の出勤日に持参し、銀行に入金していた（例として、平成29年3月27日に、大津市唐崎駅前自転車駐車場では48,770円の売上金を持ち帰っている）。また、各駐輪場では、業務日誌の締作業後に発生した売上金額を自宅に持ち帰り、次の出勤日に持参するということが容認されていた。また、所管課でも当該事情を把握しており、公金の自宅への持ち帰りを黙認していた。

自転車駐車場の売上金額は全額市に納付することとなっているため、日々の売上金額は公金である。したがって、上記運用では公金を自宅に持ち帰ってしまっており、公金の管理として適切ではない。

なお、平成28年度の指定管理導入施設実績評価シートの「III. 収支等 経理事務」に、「料金徴収、減免、還付の手続は適切に処理していたか」という項目があるが、上述のとおり、公金の自宅への持ち帰りを把握しているにもかかわらず、指定管理者の自己評価及び所管課の評価では、共にB評価（良好）となっている。

この実績評価の結果からも、現金管理は指定管理者に任せきりとなっており、所管課によるモニタリング及び指定管理者の指導が適切に行われていなかつたことが伺える。

公金の自宅への持ち帰りは担当者に現金管理の多大なリスクを負わせてしまうと共に、横領等の不正が発生するリスクが高まる事になるため、各事務所に金庫を設置し外部に持ち出さないように徹底するなど、適切な管理を行う必要がある。また、問題の発生を未然に防ぐために、所管課はモニタリングを適切に行うべきである。

(なお、包括外部監査の現場往査時には、大津市唐崎駅前自転車駐車場、大津市比叡山坂本駅前自転車駐車場、大津市比叡山坂本駅前第二自転車駐車場、大津市坂本駅前自転車駐車場の4か所の日々の売上金額については、本部の担当者が毎日4か所を回り売上金を回収し、その日のうちに夜間金庫に入金するという運用に変更されていた。)

(ウ) 防犯カメラについて（意見）

大津駅前自転車駐車場に現地往査したところ、設置されている防犯カメラが故障していた。防犯カメラは以前から故障しており、市の担当者も平成28年11月頃に故障していることを確認していた。しかし、防犯カメラは「大津市自転車駐車場の管理に関する基本協定書（以下、「基本協定書」という）」で規定される指定管理者へ無償貸与する備品には含まれておらず、市が直接管理する備品となっており、市の予算が確保できなかったため修理されないままとなっていた。

「大津市自転車駐車場指定管理者業務仕様書（以下、「仕様書」という）」には指定管理者の業務の範囲として「自転車駐車場入退場者の整理、監視を行い、不正の防止と安全の確保を図ること」が規定されている。一方、指定管理者が業務を行う際に防犯カメラを使用することは仕様書に規定されているわけではない。しかし、防犯カメラが故障している状況では監視・不正の防止・安全の確保という指定管理者の業務に支障をきたすことになる。また、警察からも防犯カメラを修理するようにと口頭ではあるが指摘されたこともある。防犯カメラがあれば不正や事故の解決の手助けになることもあり、管理人による自転車駐車場の管理がより質の高いものになると考えられる。

したがって、業務に支障をきたす状況は即座に解消する必要があるため、防犯カメラの故障を把握した場合には、基本協定書に記載されているとおり、市と指定管理者が協力し、適宜連絡を取り、早急に修理を行う必要がある。

また、防犯カメラは市が管理する備品となっており、防犯カメラの操作は市が行い、指定管理者は現場でモニター等を見ることができるだけの状況となっている。しかし、業務として防犯カメラを実際に現場で利用するのは指定管理者であるため、実際に現場で利用している指定管理者が管理を行い、故障した場合には迅速に対応することができるよう、指定管理者に無償貸与して指定管理者の管理対象備品とする等、仕様書の記載を実態に合ったものに修正することも検討するべきである。

(6) 教育委員会

①大津市立大津公民館

所管課名	生涯学習課
指定管理者名	大津市民会館運営共同事業体
指定管理の内容	公民館の管理、運営に民間等のノウハウを活用することで、サービスの向上と効率化を目的として、管理業務の代行をさせるものである。
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
平成28年度指定管理料	27,543,000円
平成28年度利用料金収入	661,000円

【概要】

大津市立大津公民館は、昭和22年に旧橋本町の旧大津公会堂を改裝して誕生し、会館当初の主な行事は、レコードコンサートやダンスパーティー、教養講座のナイトスクールなどで、以後、大津の社会教育の拠点となつていった歴史ある施設である。昭和50年、大津市民会館設立に伴い、同会館に移築し現在に至っている。

大津公民館の運営方針については、大津市立公民館の一つとして、生涯学社会実現に向けての市民活動の場であり、生涯学習を総合的に推進することを目的とした市民にとって最も身近な教育施設であることを念頭におき、大津市立公民館運営基本方針に基づき行われている。

大津市立大津公民館は、大・中・小の会議室や和室、調理実習室などを有しております、原則有料で貸出を行っている。建物が大津市民会館と一体となつてある点や、指定管理者が大津市民会館と同一事業体であることは、大津市民会館の【概要】で述べたとおりである。

【結果及び意見】

(ア) 月次報告及び期別報告について（結果）

市と指定管理者との間に締結された「大津市立大津公民館の管理に関する基本協定書」（以下、基本協定書）によると、指定管理者は毎月定められた

事項を記載した事業報告書（以下、月次事業報告書）を市に提出する必要がある。また、4か月ごとに定められた事項を記載した事業報告書（以下、期別事業報告書）も市に提出する必要がある。

○大津市立大津公民館の管理に関する基本協定書

（事業報告）

第22条 乙（指定管理者）は、毎月終了後20日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を甲（市）に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 管理業務に係る経費の収支状況
- (3) 利用者からの意見、要望等の対応に関する事項
- (4) その他管理の実態を把握するために甲（市）が必要と認める事項

2 乙（指定管理者）は、次に掲げる期間終了後20日以内に期別事業報告書を甲（市）に提出しなければならない。

- (1) 第1期 4月から7月まで
- (2) 第2期 8月から11月まで
- (3) 第3期 12月から翌年3月まで

3 前項に規定する期別報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 管理業務に係る経費の収支状況
- (3) アンケート調査実施結果
- (4) その他管理の実態を把握するために甲（市）が必要と認める事項

この点、平成28年度の月次事業報告書及び期別事業報告書を閲覧した結果、月次事業報告書には、「利用者からの意見、要望等の対応に関する事項」（基本協定書第22条第1項第3号）が、期別事業報告書には、「アンケート調査実施結果」（基本協定書第22条第3項第3号）がそれぞれ記載されていなかった。

基本協定書は、指定管理施設の管理を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めたものであり、指定管理者は基本協定書に基づき、月次事業報告書には、「利用者からの意見、要望等の対応に関する事項」を、期別事業報告書には、「アンケート調査実施結果」をそれぞれ記載し、市に報告する必要がある。特に、基本協定書にこれらの事項を定めた趣旨は利用者からの声を指定管理者が適時に市に報告することにより、その声を大津市立大津公民

館の管理・運営に適切なタイミングで反映させることにあると推測されることがから、指定管理者はその義務を果たす責任がある。

また、市においても、基本協定書に基づく記載を指定管理者が市に行っていない場合には、指定管理者に連絡し、記載させる必要がある。

(イ) 経費按分について（意見）

「(1) 市民部 ②大津市民会館 【結果及び意見】 (エ) 経費按分について（意見）」と同じ内容である。

4. 委託業務に対する監査の結果及び意見

(1) 政策調整部

- ①湖都大津まちづくり寄附金に係る寄附者管理並びに書類及び返礼品の送付等業務

所管課名	企画調整課
委託名称	湖都大津まちづくり寄附金に係る寄附者管理並びに書類及び返礼品の送付等業務
委託先	株式会社新朝プレス
委託内容	①ふるさと納税の受付（大津市への直接入金を除く。） ②ふるさと納税額及び寄附者のデータ管理、状況報告（1回／月） ③ふるさと納税応援事業者及びふるさとプレゼントの提案・選定 ④ふるさとプレゼントの発注、送付、管理 ⑤礼状・領収証・寄附金控除に係る申告特例申請書の作成 ⑥パンフレット作成・PR
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
当該契約方法とした理由	業務委託による人件費の削減効果のほか、民間による謝礼品の創意工夫、PR効果の活用が期待できるため、公募型プロポーザル方式により、最も優れた提案を行った事業者と契約を締結するため。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約期間	平成27年12月1日～平成30年11月30日
平成28年度委託金額（税込）	13,256,555円 (受託者が受付を行い、現に受領したふるさと納税額の15%)

【概要】

市では、「ふるさと納税制度」の取組により、地元特産品のPRや販売促進・観光誘致につなげ、地元企業・地域の活性化を目指すため、市への寄附金の促進を図っている。その事務の効率化を図るため、民間企業の手法を活

用し、湖都大津まちづくり寄附金に係る寄附者管理並びに書類及び返礼品の送付等業務を委託している。

なお、ふるさと納税の受納・管理、ふるさと納税領収証書送付、寄附金控除に係る申告特例申請書の送付・受付、寄附金控除に係る申告特例申請書受領書の送付などのふるさと納税の受納に関する業務については、市の業務としている。

【結果及び意見】

(ア) 委託金額の積算根拠について（意見）

プロポーザルの実施に当たっては、プロポーザルを実施する上で必要となる事項を定めた実施要領を策定しなければならない旨が、「大津市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に規定されている。当該委託業務に係るプロポーザルに関する実施要領「湖都大津まちづくり寄附金に係る寄附者管理並びに書類及び返礼品の送付等業務公募型プロポーザル実施要領」3予算額において、「本業務を遂行するために要する費用の委託料は、受託者が受付を行い、現に受領したふるさと納税額の15%以内で、受託者の提案によるものとする。」と規定されている。この委託料の上限を受領したふるさと納税額の15%以内とする積算根拠が文書で残されていない。

プロポーザル実施時に先行して委託業務としていた他の自治体を参考に設定したことであるが、次のプロポーザルを実施する際に設定する委託料の予定価格の参考となることから、設定した委託料の積算根拠を文書として残しておくべきである。

(イ) 個人情報取扱特記事項の綴じ漏れについて（結果）

委託契約書第9条において、「乙（株式会社新朝プレス）は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない」旨が規定されているが、当該別記「個人情報取扱特記事項」が委託契約締結の決裁時に回覧している文書になく、また、契約書原本にも綴じ込まれていなかった。

委託契約書に記載されている別記「個人情報取扱特記事項」がない状態で、委託契約締結に係る決裁書には複数人の承認印が押印されていることから、委託契約締結の承認が形式的になっている可能性がある。承認者は委託契約書に記載されている事項に不備がないかを確認の上、承認を行う必要がある。

また、当該委託契約に係る個人情報の保護に関する別記「個人情報取扱特記事項」がなければ、委託業者は当該委託業務を実施するにあたり、守るべき個人情報保護に関する規定がなく、個人情報の取扱いにあたり、市が要請すべき個人情報に関する取扱い事項が遵守されないおそれがある。個人情報の取扱いは近年個人情報流出などの問題から特に世間の関心がある問題であることから、委託契約の締結に当たってはその必要性を十分に認識し、個人情報の保護に関する規定が漏れることのないよう十分に注意する必要がある。

(ウ) 委託業者からの報告内容及び市の検査について（結果）

委託契約書第3条において、「乙（株式会社新朝プレス）は、当該月に係る委託業務を完了したときは、遅滞なく甲（市）に対して書面により当該月に係る委託業務の完了したことを報告しなければならない」と規定されており、委託契約書第3条第2項において、「甲（市）は、前項の報告を受けたときは、速やかに当該月に係る委託業務完了の確認のための検査を行うものとする」と規定されている。

この点、委託業者からは寄附金額及びその寄附金額を基礎として料率を乗じて算定された手数料金額（請求額）が記載された報告が電子メールで送られてくるだけで、市も寄附金額及び請求額が合っていることを確認しているのみであり、委託契約書に記載されているような委託業者からの完了報告や市の検査行為は行われていない。

契約書に基づき、市は委託業者に完了報告を求め、市の検査行為を行う必要がある。